

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2905号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>

俱利迦羅不動寺の鳳凰殿 (石川県津幡町)



随 想	情 報	フ ォ ー ラ ム	政 策	活 動	活 動	活 動
--------	--------	-----------------------	--------	--------	--------	--------

総務大臣・地方六団体連合会に藤原会長が出席……
 「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席……
 自由民主党 総務部会・消防議員連盟 関係合同会議に若田副会長が出席……
 「空家等対策の推進」に関する特別措置法」の概要及び空き家対策の取組支援について
 国土交通省住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室……
 町村Nav……
 共に学び合う教育〜小中連携教育を中心にして〜 秋田県東成瀬村……
 兵庫県福崎町長 嶋田 正義……
 (16) (14) (10) (7) (6) (3) (2)

コラム

震災復興が語る農山村再生

コモンズ代表・ジャーナリスト

大江 正章

中越大震災から10年。大きな被害を受けた二つの地域を12月に訪ねた。十日町市最北部の池谷集落と旧山古志村(現在は長岡市)だ。

池谷は1960年の37世帯211人から、震災直前には8世帯22人まで減少していた。過半数が65歳以上である。震災では全家が半壊以上の判定を受けたという。これをきっかけに、廃村になってもおかしくなかっただろう。だが、多くのボランティアが訪れ、集落の「玉さがし」イベントが行われて地元の魅力を再発見するなかで、住民たちは「村を残そう」と考えた。そして、支援者とともに、①消費者と直接つながる農業、②本音の付き合いでイベント交流、③住居・仕事・所得の確保、などを柱とする復興計画をつくりあげていく。

2006年度から棚田で栽培した「山清水米」の直販が始まり、13年度は10トンを超えた。農家の手取りは1億2万4000円だ。休校した小学校は修復されて宿泊もできる「やまのまなびや」として蘇り、手打ちそばが人気の民宿も開業した。さらに、地域おこし協力隊の一家4人や若い女性が

移り住み、9世帯22人に。現在、次の移住者用に住宅を新築中である。いまでは関係者の間で「奇跡の集落」と呼ばれている。全村避難で有名になった山古志は、長岡駅から中心部まで約30分。池谷と同じく、平均3メートルの雪が降る。人口は大きく減ったが、移転先から農作業に通う住民は少なくない。ここでは、震災後に二つの農山村ビジネスが生まれた。アルパカ牧場と農家レストラン多菜田である。

縁あって寄贈されたアルパカはラクダ科で、牛の仲間。闘牛が盛んな土地柄だから、飼育に問題はない。施設に手間をかけない代わりに入場料は無料にし、餌を買ってもらう。おみやげやサービスは地域全体で提供する。土・日には1000〜2000人が訪れる観光スポットが誕生したのだ。アルパカはリースも行う。また、地元の野菜や山の幸をふんだんに使った多菜田(直売所併設)は味も量も雰囲気も最高で、賑わっている。

詳しくは、稲垣文彦ほか著、小田切徳美解題「震災復興が語る農山村再生―地域づくりの本質」(2014年11月刊)を参照されたい。

写真キャプション

弘法大師に縁ある俱利迦羅不動寺の復興事業の一つとして、1998年に建立されたのが西之坊鳳凰殿。三仏堂、不動堂、阿弥陀堂からなる寝殿造の仏殿には、不動明王をはじめ、薬師如来や千手観音などが祀られている。

活 動

総務大臣・地方六団体会合に藤原会長が出席

地方
六団体

総務大臣・地方六団体会合が1月8日に総務省において開催され、総務省からは高市総務大臣をはじめ二之湯・西銘両副大臣、武藤・あかま・長谷川各政務官らが、本会からは藤原会長（長野県町村会長・川上村長）が出席、平成27年度地方財政対策等について意見交換を行った。

冒頭に高市総務大臣から、本年を地域経済拡大に向けての第一歩を踏み出す年とするべく、昨年末に緊急経済対策と、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略を決定した。また昨年12月30日には、与党



▲本会からは藤原会長が出席

税制調査会において平成27年度の税制改正大綱をとりまとめ、地方税制については法人事業税の外形標準課税の拡大、車体課税の見直し、ふるさと納税の拡充及び手続きの簡素化等が盛り込まれた。なお軽自動車税における二輪車の税率引上げ時期が1年延期されることについて、既に条例改正等で対応を進めていただいている中、大変ご迷惑をおかけすることとなるが、与党協議できりぎりの議論をした結果なのでご理解いただきたい。来年度の地方財政対策については、地方が安定的な財政運営を行うために必要な一般財源総額について、昨年度の水準を上回る額を確保する決意であり、まち・ひと・しごと創生に必要な経費も地方財政計画に歳出として計上し、地方団体が意欲をもって取り組んでいただけるような規模にしていきたい。本日は地方財

政対策に先立ち、地方六団体のご意見をしっかりと承りたいと思っておりますので、宜しく願いますとの挨拶がありました。

これを受けて、地方六団体を代表して山田全国知事会長から、平成27年度税制改正大綱の取りまとめに際し、大きな成果が得られたことに感謝するとともに、地財折衝に際し、地方経済が厳しい状況にある中、安倍内閣の経済対策に対する期待、地方創生に対する期待は大きく、緊急経済対策などを無に帰してしまわないためにも、歳出特別枠や別枠加算を堅持することともに、地方創生枠を純増で組むことで、国と地方が力を合わせて国の再建に取り組む、その結果税収も増えて財政も再建出来るのではないかと思っているため、これから財務大臣との折衝にあたり宜しくお願いするとの挨拶があった。

その後議事に入り、はじめに佐藤自治財政局長から「平成27年度地方財政対策の課題」について説明があった。

次に、説明後の意見交換で、藤原会長は、平成27年度地方財政対策について、地方交付税の「歳出特別枠」と「別枠加算」を今後とも堅持することともに、地方創生に向けた地方施策の拡充強化のための歳出も地財計画に計上すること、加えて、「合併算定替え」終了に

伴う交付税の算定方法の見直しに当たっては、合併しなかった町村も含め、財政需要を的確に反映し、また、条件不利地域や小規模団体において必要な行政サービスが実施できるよう、「段階補正」の復元も併せて検討するよう要請した。

また、平成27年度与党税制改正大綱について、ゴルフ場利用税及び償却資産に係る固定資産税が堅持されたことに御礼を述べた後、二輪車の増税の1年延期について、市町村に十分な説明を行うよう要請した。

さらに、昨年末決定された緊急経済対策において設けられた、「地域の消費喚起・生活支援」と「地方創生の先行実施」のための2つの交付金について、その配分に当たっては財政力が弱く、過疎、山村、離島など条件不利地域を多く抱える町村の実態を反映し、きめ細かな配慮を行うよう訴えた。

最後に高市総務大臣が、皆様から頂いたご意見を重く受け止めて、必要な地方財源の確保に向けて精一杯の努力をしていくと述べた上で、二輪車の増税の1年延期について、その理由等、総務省としても広報活動をしっかりと行うこと、また災害対策について事前防災の観点も含めて対応すること、国民健康保険の移管について、都道府県と市町村の役割分担を明確化し、安定した制度になるよう努力をしていくとの発言があった。

活 動

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席

地方 六団体

「国と地方の協議の場」（平成26年度第3回）が、1月9日、首相官邸で行われ、本会の藤原会長（長野県町村会長・川上村長）ほか、地方六団体代表が出席した。政府側からは、安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官（国と地方の協議の場議長）、高市総務大臣、石破地方創生担当大臣、甘利内閣府特命担当大臣（経済財政政策）らが出席し、「経済対策、平成27年度予算編成及び地方財政対策について」「地方創生、地方分権改革の推進について」協議を行った。

議事に先立ち、安倍内閣総理大臣から、安倍内閣では、デフレからの脱却、国と地方を通じた経済再生と

財政健全化の両立を最重要課題としており、昨年末に経済の好循環を地方に拡大していくための緊急経済対



▲本会からは藤原会長（左）が出席



▲冒頭に挨拶を行う安倍総理大臣（右から3人目）

策を策定、補正予算及び来年度予算も来週までに決定し、スピード感をもって対応していくと発言。併せて、地方創生について、「長期ビジョン」及び「総合戦略」を策定したので、「地方版総合戦略」について速やかに策定したくとも、政府としても手厚い支援を行っていくと述べた。また、地方分権改革について、地方から頂いている多種多様な提案について速やかに政府としての対応方針を取りまとめしていくこととしており、本日は忌憚のない意見を頂きたいとの挨拶があった。

これを受けて、地方六団体を代表して山田全国知事会長から、これからの予算は、アベノミクスによる経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるものでなければならず、来年度の地方財政対策は、まさに異次元の地方創生と共にしっかりと作り上げて欲しいと発言。また地方分権について、その推進こそが充実した地方を作り、結果として国に対して地方の大きな役割を果たすことに繋がると述べ、予算・分権の問題や地方創生に向かって大きな歩みを進める

年になるようご尽力いただきたいとの発言があった。

その後、議事に入り、「経済対策、平成27年度予算編成及び地方財政対策について」甘利大臣から説明があり、今回の緊急経済対策について、アベノミクスの地方への拡大に重点を置いており、内容としては、まち・ひと・しごと創生に向けた「総合戦略」の先行実施を支援する交付金の措置や、都市圏から地方へ人の流れを作る仕組みの構築、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援等をスピード感を持って具体化していくので、地方においても本経済対策の主旨をご理解頂き、速やかな予算措置をはじめ、施策の具体化をお願いしたいと発言があった。

続いて、意見交換が行われ、藤原会長は、昨年末に決定された緊急経済対策において設けられた、「地域の消費喚起・生活支援」と「地方創生の先行実施」のための2つの交付金について、その配分に当たっては財政力が弱く、過疎、山村、離島など条件不利地域を多く抱える町村の実態を反映し、きめ細かな配慮を行うよう述べた。また、平成27年度地方財政対策について、地方交付税の「歳出特別枠」と「別枠加算」を堅持するとともに、地方創生に向けた

活 動

が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)」を継続的に大胆な規模で早期に設けること。

○ 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

○ 農林水産業の振興は、地方創生を推進する上で重要であり、担い手対策や六次産業化の推進等、農山漁村での暮らしを支える農林水産業の再生に向けた取組を強化し、必要な財源を確保すること。

○ 国民健康保険制度の財政基盤の強化

○ 国民健康保険の財政上の構造問題の解決を図る

地方創生、地方分権改革の推進に向けて

政府は、人口減少を克服し地方創生を成し遂げるため、昨年12月27日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」として)及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」として)を策定した。人口減少が地域経済社会に与える深刻な影響について強い警鐘を鳴らし、人口減少の克服と地方創生の実現に国として総力を挙げ取り組む強い決意が示されている。この間、精神的に検討を重ね取りまとめられた関係者の御尽力に敬意を表する。

我々地方は、かねてより地域の実情に応じ、人口減少の克服と地域の活性化に主体的に取り組んできたところであるが、今後、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を進め、さらに全力でこの課題解決に取り組み覚悟である。

国においては、「長期ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、省庁間の縦割りを廃し、地方の目標に立って大胆な政策を速やかに実施するとともに、国しかできない我が国の抱える構造的課題の抜本的改革に取り組みを強く期待する。

地方創生に向けた取組は、また緒に就いたばかりであり、「総合戦略」に掲げられた目標を達成するためには、今後、具体的な取組を国と地方が連携協力して進めていく必要がある。また、人口減少社会においては、地方の自立なくして持続可能な社会は実現しないことから、一層の地方分権を進める必要が、真に実効性を伴った個性あふれる地方創生と地方分権改革が推進されるよう、以下の措置を講じていただきたい。

○ 我が国が抱える構造的課題の解決に向けた取組

○ 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は地域間格差の是正に取り組み、全ての地方が自

ため、保険者への財政支援の拡充、700億円を早くかつ確実に実施するとともに、更なる公費投入により財政基盤強化を図ると、後期高齢者支援金への全面繰越割増を導入することにより生じる財源を国民健康保険の支援に優先的に活用すること。

防災・減災対策等の推進

○ 近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、昨年も各地で集中豪雨による大規模な土砂災害や火山噴火が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常気象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対

主体性・主体性を發揮できるように、地域間のアンセス改善といった社会基盤整備や多子世帯への支援など、ナショナルミニマムとして国が担うべき役割を十分に果たすこと。また、国は東京圏の一極集中の是正と我が国の抱える構造的な課題の抜本的改革に向け骨太の政策を長期的視点に立って真正面から取り組むこと。

少子化対策の抜本的な強化

○ 「長期ビジョン」において、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するため、人口減少に歯止めをかけ「2060年に1億人程度の人口を維持する」という中長期展望が示されている。この実現に向け、新たな「少子化社会対策大綱」を充実し、国と地方が総力を挙げて結婚・出産・子育てといったライフステージに応じた取組を強力に展開できるように、少子化対策の抜本的な強化を早急に図ること。

○ 既に多くの地方自治体が実施している乳幼児医療費助成について、国の制度とすること。

○ 地方が自立して人口減少対策・地方創生を実現できる財源の確保

○ 地方団体が全力で人口減少対策、地方創生に取り組むためには、安定した財源の確保が必要不可欠である。平成27年度において安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること。

○ 平成26年度補正予算において創設予定の「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」については、「地方版総合戦略」の策定や施策の検討状況等に応じて柔軟に活用できる地方にとって使い勝手の良い仕組みとすること。

○ 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金(仮称)」等を継続的に大胆な規模で早期に設けること。

策も含め、国・地方がスピード感をもって取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策や重点的な投資を行うなど強固な加速するための財源を確保すべきである。また、多重・分散型国土軸の形成など、国土構造の変革による災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

東日本大震災からの復旧・復興への対応

○ 東日本大震災からの復旧・復興について、復興の加速化に向け、平成26年度補正予算で措置される予定であるが、復興事業が遅滞することはあってはならず、平成27年度においても、国の責任において所要の財源を確保し、復旧・復興事業が着

○ 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな取組を可能とする観点から、人口減少の克服・地方創生のための地方の取組を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

地方意見の反映と積極的な情報提供

○ 国の政策の実施にあたっては、今後とも、地方に事前に必要な情報提供を行うとともに、地方との意見交換を踏まえ、その提案を反映させること。また、縦割りの弊害が生じることがないよう、まち・ひと・しごと創生本部において必要な調整を図ること。

○ 地方において、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定・実行を円滑に進められるよう、人口動向や将来推計等、国が保有するデータや知見を集約し、積極的に地方へ分かりやすい形で情報提供すること。また、施策効果の検証に当たっては、全国一律の基準ではなく、条件不利地域等を考慮した適切な指標によること。

○ 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を踏まえ、地方が取組を進めるにあたっての支障の除去などを積極的に行うとともに、地方による政策メニューの活用状況や成果を踏まえ、適宜「政策パッケージ」の見直し・拡充等を行い、国と地方が協力的に、地方の主体的・自主的な取組が展開できる環境を整備すること。

たゆみなき地方分権の実現と大胆な法令・制度等の見直し

○ 農地制度の見直しは「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の最重要課題である。地方に「しごと」を生み出し、「まち・ひと・しごと」が住み、希望を持続できることができるようにするために、農業の再生と、総合的なまちづくりの両立を実現する必要がある。このため、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六

実に実施されるよう、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保すること。

○ 平成27年度末に集中復興期間の期限を迎えることから、平成28年度以降の復旧・復興事業が円滑に実施できるよう、特例的支援の継続等の方針を早期に示すとともに、復旧が完了するまでの間、万全の財政措置を講ずること。

○ 復旧・復興の加速化を図るため、被災地における工事の人材不足及び資材不足による人札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講ずること。

○ 団体)により、以下の見直しを行うべきである。

― 農地の総量確保の目標については、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県及び市町村が議論を尽くした上で設定し、それぞれが責任をもって目標達成のための施策に取り組みすることとする。これにより、農地確保の責任を国と地方が共有し、農地の総量確保の仕組みの実効性を確保する(マクロ管理の充実)。

― これを前提として、個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、大臣許可・協議等による時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに総合的なまちづくりに支障をきたしていることから、基準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲すること。

これにより、地方は、真に守るべき農地を確保しつつ、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた適切な土地利用を実現していく決意である。

○ 安倍内閣のもとで初年度の取組が行われている「提案募集方式」については、募集に応じて、数多くの積極的な提案が提出され、まさに意欲と知恵がある地方からの具体的な提案となつている。これらの提案の実現に向けて、地方分権改革推進本部長の安倍総理のもと、各大臣のリーダーシップにより検討が進められており、一定の前進が見られる。土地利用等の事務・権限の移譲、保育所に係る従うべき基準の見直しをはじめとして、「手挙げ方式」の活用も含め、引き続き実現に向けた検討を積極的に進めるべきである。初年度の成果がさらなる地方の意欲を引き出すものになるよう大いに期待するものである。

○ 第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を確実に進めること。

活 動

自由民主党 総務部会・消防議員連盟 関係
合同会議に岩田副会長が出席
地方六団体



地方財政対策の大臣折衝を前にした1月7日、自由民主党は総務部会・消防議員連盟 関係合同会議を開催。同会議には地方六団体の代表者が出席、要望を行った。本会からは岩田副会長（千葉県町村会長・東庄町長）が出席した。



▲本会から出席した岩田副会長

地方六団体を代表して、石井富山県知事（全国知事会地方税財政常任委員長）が、平成27年度税制改正の取りまとめに際しお礼を述べるとともに、平成27年度の地方財政対策について、①地方一般財源・地方交付税の総額の確保②社会保障財源の確保③消費税の軽減税率導入における、導入時期も含めた慎重な検討及び導入時の代替財源の確保④法人実効税率引下げに伴う代替財源確保⑤地方創生の推進―を要請した。

これを受けて、臨席していた高市総務大臣からは、一般財源総額について、昨年度の水準を上回る額を確保するとともに、まち・ひと・しごと創生のために必要な経費を地方財政計画に計上することで、地方団体が意欲をもって地方創生や人口減少克服に取り組めるように、今後本格化する地方財政対策に全力を尽くすとの決意表明があった。

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

公益財団法人 交通遺児等育成基金
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階
☎ 0120-16-3611 (通話無料)
<http://www.kotsuiji.or.jp>

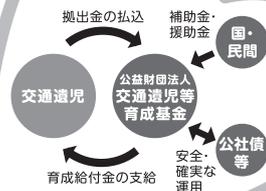
協力団体 / 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5608-7560)

交通遺児育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

- 満16歳未満(0~15歳)まで加入できます。
- 拠出金は加入年齢で金額が異なります。
- 育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

交通遺児育成基金の仕組み



- 給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。
- 入学・就職や給付終了時にお祝いを支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。

政 策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の概要及び 空き家対策の取組支援について

国土交通省住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

1. はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の進

展等に伴い、空き家が年々増加して
いる。平成25年住宅・土地統計調査
(速報値)(総務省)によると、全国
の空き家の総数は820万戸、全国
の住宅総数に占める割合は13・5%

で過去最高となった。また、空き家
の総数のうち、別荘等の「二次的住
宅」並びに「賃貸用の住宅」及び「売
却用の住宅」を除く「その他の住宅」
に属する空き家の数は318万戸と
なり、この20年間で2・1倍に増加

している。適切な管理がなされてい
ない空き家は、安全性・防犯性の低
下、景観の障害等様々な分野で地域
の良好な生活環境を脅かす要因と
なっている。このため、平成26年10
月の時点で401の地方公共団体が
空き家対策条例を制定し、対策に取
り組んでいるが、条例では対応でき
ない課題等もある。そうした状況を
踏まえ、先の第187回臨時国会に

おいて、議員立法により「空家等対
策の推進に関する特別措置法」が成
立し、平成26年11月27日に公布され
た。

本稿では、本法律の内容について
その要点を解説するとともに、空き
家対策の取組を支援する事業制度に
ついて紹介する。

2. 法案の概要

(1) 定義(第2条)

本法律では、空き家について「空
家等」と「特定空家等」の2つが定
義されている。

前者については、建築物又はこれ
に附属する工作物であつて居住その
他の使用がなされていないことが常
態であるもの及びその敷地(立木そ
他の土地に定着するものを含む。)と
されており、建築物だけでなく敷
地内の工作物や立木等も対象に含め
られている。

後者の「特定空家等」は、放置す
ることが不適切な状態にあると認め
られる空家等とされている。「特定

空家等」の状態としては、①倒壊等
著しく保安上危険となるおそれのあ
る状態、②著しく衛生上有害となる
おそれのある状態、③適切な管理が
行われないことにより著しく景観を
損なっている状態、④その他周辺の
生活環境の保全を図るために放置す
ることが不適切である状態、の4つ
が規定されている。

市町村は、空家等対策計画の作成、
実施等に関する協議を行うための協
議会を組織することができることと
され、協議会の構成としては、市町村
長のほか、地域住民、市議会議員、
学識経験者等が規定されている。

(2) 国による基本指針の策定・市町村 による計画の策定等(第3条～第 8条)

まず、空家等の所有者等や市町村
の責務について定められている。空
家等の所有者等は周辺の生活環境に
悪影響を及ぼさないよう、適切な管
理に努めるとされ、市町村において
は空家等に関する対策についての計
画(以下「空家等対策計画」)の作
成及び対策の実施等を適切に講じる
よう努めるとされている。

次に、国土交通大臣及び総務大臣
は、空家等に関する施策を総合的か
つ計画的に実施するための基本的な
指針(以下「基本指針」)を策定す

るものとされ、市町村は基本指針に
即して空家等対策計画を定めること
ができることとされている。基本指針に
おいては、施策の実施に関する基本
的な事項や空家等対策計画に関する
事項等を定めるものとされている。
空家等対策計画には、基本的な方針、
計画期間、空家等の調査・適切な管
理や活用の促進・特定空家等に対す
る措置・住民等からの相談への対応
等について定めるものとされ、既に
適切な管理が行われていない空家等
に関する対策だけでなく、予防的な
措置についても定められるものであ
る。

市町村は、空家等対策計画の作成、
実施等に関する協議を行うための協
議会を組織することができることと
され、協議会の構成としては、市町村
長のほか、地域住民、市議会議員、
学識経験者等が規定されている。

なお、都道府県は、市町村が講ず
る措置について、情報提供や技術的
助言等に努めるとされ、市町村は空
家等対策計画の作成、実施等に関し
都道府県に対して必要な援助を求め
ることができることとされている。

(3) 空家等についての情報収集(第9 条～第11条)

空家等の所在や所有者等を把握す

■参考 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第27号）の概要（その2）

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。

施行日：公布日から3ヶ月以内（※関連の規定は6ヶ月以内）

るための調査など市町村長は法律の施行に必要な調査ができるとされている。また、特定空家等に対する措置をとるために必要な限度において、空家等への立入調査ができるとされている。

さらに、空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用が可能とされている。固定資産税の納税者等に関する情報には、所有者の現住所などが記載されているケースが想定されるが、当該情報の空家等対策への利用は地方税法第22条の秘密漏えいに当たるおそれがあることから、同じ市町村内であっても税務部局から他部局へ情報提供することは原則としてできないものとされていた。固定資産税情報の内部利用については、市町村からも要望が出されていたものであり、本法律により法律上の手当てがなされたところである。

そのほか、市町村は空家等に関するデータベースの整備や空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

(4)空家等及びその跡地の活用（第13条）

市町村は、空家等及びその跡地に

関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとされている。

(5)特定空家等に対する措置（第14条、第16条）

保安上危険な空家等に対しては、建築基準法等の既存の法令に基づいて行政が対応することは現行でも可能である。しかしながら、空家等が引き起こす様々な問題への総合的な対策を講ずるため、地方公共団体の中には空き家対策条例を定め、所有者等に対する指導、勧告、命令等の措置を講じているところもある。

本法律においては、特定空家等に対する措置として、助言・指導、勧告、命令、代執行という一連の手続きを規定している。市町村長は、特定空家等の所有者等に対して、除却、修繕、立木竹の伐採等の必要な措置をとるよう助言・指導を行い、助言・指導によって措置がされない場合は勧告、さらには命令へと段階的に手続きを進めていくことで、所有者等による措置の履行を求めていく。命令を受けた者が必要な措置を履行しないときは、行政代執行が可能とされている。なお、命令に違反した者は50万円以下の過料に処するとされている。

政 策

参考 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第27号）の概要（その1）

背景

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）
参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

空家等

- ・ 市町村による空家等対策計画の策定
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 固定資産税情報の内部利用等
- ・ データベースの整備等
- ・ 適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→勧告→命令→代執行の措置

また、過失がなくてその措置を命ぜられる者を確知することができないときについては、助言・指導、勧告、命令といった手続を経ずに市町村長が自ら措置を行うこともできるとされている。

このほか、国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置の適切な実施を図るために必要な指針を定めることとされている。

なお、第14条に基づき市町村長による特定空家等に対する措置は、空家等対策計画の策定の有無にかかわらず、講ずることができる。

(6) 財政上の措置及び税制上の措置等（第15条）

市町村が行う空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等の財政上の措置を講ずるほか、税制上の措置等を講ずるものとされている。

(7) 施行について

本法は、公布日（平成26年11月27日）から起算して三ヶ月を超えない範囲において施行するとされている。ただし、特定空家等に関する措置（第9条第2項から第5項まで、

第14条及び第16条の規定）は、公布日から六ヶ月を超えない範囲で施行するとされている。

3. 空き家対策の取組支援

国土交通省では、空き家等の集積が居住環境や地域活性化を阻害している地区における居住環境の整備改善を図る観点から、社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「空き家再生等推進事業」により、空き家等の除却や活用を促進する地方公共団体の取組を支援している。

空き家再生等推進事業は除却事業タイプと活用事業タイプの2つがあり、除却事業タイプにおいては、老朽化した空き家等を除却し、地域のポケットパークとして活用する等の取組がなされている。また、活用事業タイプにおいては、空き家等を改修して滞在体験施設や交流・展示施設等の地域の活性化に資する用途として活用する等の取組がなされている。

引き続き、空き家等の除却や活用に関する地方公共団体の取組を支援していくこととしている。

▽授業風景



現地レポート 地域資源を活かした活性化策

村の概要

明治22年、町村制実施により「東成瀬村」が誕生。平成15年の市町村合併においては自立の道を選択し、現在に至っている。

秋田県の東南端に位置し、面積は約204km²、人口は2,722人(26年10月現在) 高齢化率約35%となっている。村は、平成23年〜32年の東成瀬村総合計画を策定し、「人と環境に優しい



教育行政方針

一、村だからできる・やる教育を行う。
 (村の実態を踏まえ独自性を出す。)

二、社会総参加の教育を行う。
 (地域の教育力を生かす。)

三、継承と発展の教育を行う。
 (村は教育に力を入れてきた伝統があり、その成果を継承発展させる。)

四、地域社会づくりの教育を行う。

秋田県
 ひがし なる せ せ い

東成瀬村

共に学び合う教育

〜小中連携教育を中心にして〜

フォーラム

学校教育の基本方針

一、村民の生きがいづくりに貢献できるように努める。
五、創意工夫の教育を行う。
(教育の不易と流行を踏まえ、新たな枠組みづくりに努める。)

二、人は人のシャワーを浴びて人になる。

三、温かい人間関係を築く。
四、子どもは分からない事があり、間違いをするものである。広い心でお互いを認め、共に高め合う学習集団であってほしい。

五、教育は人なり。
(教育は人の心に火を灯す、といわれる。灯すのはまずは教職員である。指導力と人間性が豊かであってほしい。)

以上、自信と誇りを持たせる。
(東成瀬村に生まれ教育を受けたことに自信と誇りを持って、人生を切り開いてほしい。)



△教員研修会の様子

以上の考えの下に、本村で取り組んでいる教育活動について、ご紹介させていただきます。

村の柱である小中連携教育

小中連携教育のねらいの一つとして「中一ギャップの解消」を重視するところが多い。本村においては、この面の心配は少なく、「多様な価値観にふれて自分を高める」ことに主眼を置いている。村の特徴として、学校は小規模少人数であり、このことから生ずるデメリットを解消するために「切磋琢磨する機会を多くする」「異質性にふれて自分を見つめ、多様な価値観の時代をたくましく生きる子どもを育成する」ことに重点を置いている。内容としては、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成を目指し、様々な取組を行っている。次に具体的な事例を紹介したい。

☆知育分野の教員研修会

本村における研修の特徴は、校種教科、経験の枠を外し、教員という共通項で同じ土俵に上がっていることである。今年の研究テーマは「教師のコーディネート力の向上」である。もう一つの特徴は、授業を参観する場合は、二種類の付箋紙を持ち、テーマに即して「評価できる」場合は黄色の付箋紙に、「検討すべき課題である」場合はピンクの付箋紙に、その内容を簡潔に記載して、授業後の分科会を行う事である。毎回、研究協議会では論点が焦点化され、白熱した話し合いになる。

☆德育分野のキバナコスモス植栽

心の教育・德育の分野として、「キバナコスモス植栽」を行っている。小学生と中学生の混合グループを作り、国道三四二号線の沿道に約六千株植えている。地域の方々も中に入って指導してくれる。「命に優しい心」「みんなが協力する心」「地域のために尽くす奉仕の心」を植える活動である。種子は子どもたちが摘み、小さなビニール袋に、先



△キバナコスモス植栽



△パークゴルフ

ほどの「三つの心」を書いた「メッセージ」と一緒に入れて、学校の折に来校者に手渡している。村内にキバナコスモスのオレンジ色が年々広がっている。

☆体育分野のパークゴルフ・グラウンドゴルフ

パークゴルフでは、小学四年生から中学三年生までの混合グループを作り、公認コースで年に二回教育課程に位置つけて行っている。小学一年生から三年生までは、中学一年生の混合グループでグラウンドゴルフを行っている。こちらも年に二回行い、両方の種目に地域の方々がたくさん来て指導してくれている。ホールインワンをしたり、藪にボールが入ったりするたびに、子どもたちの歓声がパークゴルフ場に響き渡っている。

☆同じ方向を目指す共通指導事項

学力向上のために、小学校と中学校が共通して取り組む事項を八つ定めて

フォーラム

いる。同じ村の子どもを育てる上で、小学校は右、中学校が左では効果が少なく、子どもは戸惑ってしまつ。また、成長の連続性から考えても、最低限の共通実践事項を定める事は必要であると考えている。八項目は次のとおりである。

- ① 授業を改善しよう、② 個に応じた指導を充実させよう、③ 温かい学級を作ろう、④ 学習意欲を高めよう、⑤ 家庭との連携を図ろう、⑥ 家庭学習を充実させよう、⑦ チャレンジ精神を育てよう、⑧ 読書活動を充実させよう。

さらに、小学校と中学校では、項目ごとに具体策を三つ以上定めて実践している。具体的な実践事項の例として、中学校における①授業の改善については次のとおりである。

- ① 対話をキーワードにしたメリハリのある授業づくり
- ② グループやペアなどによる学び合いの重視
- ③ 生徒による授業評価の活用
- ④ 自分で考える時間の確保
- ⑤ 発問や板書の工夫による思考の活性化

☆授業の基本パターン・探求型指導

小学校も中学校も、基礎・基本の定着、活用力の育成、学習意欲の向上を目指して授業を行っている。このために、探求型といわれる授業を行っている。

る。この授業を成立させる学習活動として次の四つの要素を取り入れ、各自が学級の実態や題材・ねらいなどを踏まえ、創意工夫しながら魅力ある授業づくりに努めている。四つの主な要素とは次のとおりである。

- ① 本時の学習課題やねらいを明確に提示する。
- ② 発表の場を設定する。
- ③ 学び合いの場を設定する。
- ④ 振り返りの活動を充実させる。

基本的な指導過程を共有すること、研修にも役立つし、子どもたちが安心して次の学習に進んで行けるメリットがあると考えている。

教育に上限はない。村の「学習塾」

村にはいわゆる「学習塾」はない。学校教育で大きな成果を上げてくれているが、「できれば、学校の外でも学習する機会があればいいものである」という声が保護者などから聞かれた。そこで、保護者と子どもたちにアンケートを実施したところ、多くの保護者や生徒が望んでいることが分かった。現在、中学生に英語と、三年生には数学も教えている。年間約二〇日、土曜日の午前中は三年生、午後は一・二年生。指導者は近隣の市の資格のある方、場所は役場、受講料はテキスト



△思考力コンテスト

代のみ。他の経費はすべて村負担。運営等もほとんど教育委員会が行っている。参加は希望制であるが、毎年九割以上の参加である。今年で七年目であるが、毎年、継続の声が強い。

チャレンジ精神の涵養・難問に挑戦

子どもたちには、高い志を持ち思い切つて新たな世界に足を踏み入れ自分の可能性に気付いてほしいものである。その一環として、小中の各学校で実施しているものに「チャレンジピック」(小学校)「思考力コンテスト」(中学校)がある。いずれも、知的好奇心、挑戦意欲を高める発展的な難問で、廊下に掲示し、学年を問わずチャレンジさせている。願いは、自分で考え、競い合い、可能性を最大限伸ばしてほしい、ということである。その他、対外的な事でも、英語スピー



△全校教科面談の様子

チコンテスト(高田宮杯)や全国スキー大会など、様々な分野の大会にも出場している。

個に応じた指導の充実

学校全体の学力や学習状況を把握し、指導方法や学習環境を改善することは極めて重要である。それと同じように一人ひとりを伸ばす事が重要である。「わが家の子どもはどうなのか、しっかり成長してほしい」という事は保護者共通の最大の願いである。この願いに応えるために個に応じた指導の充実を努めている。本村では「教育は人なり」という観点から、教員の指導体制を整える事を重視している。具体的には、村単独で臨時講師(数学)を採用している。

また、A L Tも村単独で一名採用している。また、県から二名の加配を

フォーラム

ふるさとに感動する「ふるさと教育」

ふるさととは、自分を見つめさせ、未

この他、小学校中学校ともに、学習強調期間を設け、一学級に二〜三名の教員が入り、一人ひとりに応じて補充学習や発展学習などを行っている。その場合は、教務主任などの学級担任以外も加わっている。

また、特色ある活動として、中学校では、五教科の担任が全校生徒全員と個別に教科面談を行っている。



△わが村体験

来に勇気と力を与えてくれるところである。本村では、ふるさとに学ぶ「ふるさと教育」のために多種多様な体験活動を行い、感動を味わえるように努めている。全教育活動で行っているが、主な教育活動には、次のようなものがある。

- ①ふるさとの歌々悠久の風にのせて、子どもたちが全員で一年かけて作詞をし、プロの作曲家によるふるさと賛歌である。
- ②ふるさと先生

村出身でそれぞれの分野で活躍している方を先生として招聘し、講話や実技指導などをしていただいている。

- ③年中行事

郷土の伝統的な年中行事を学ぶものである。(小学生)

- ④わが村体験

村内の事業所を訪問し、勤労体験を行うもので、キャリア教育の一環でもある。(中学生)

基礎・基本を定着させる

探求型の授業で、思考力や判断力、表現力を付ける一方で、確実に基礎・基本を身に付けさせるために、たとえば小学校では毎日、十分間、次のような取組を行っている。

- ①モーニングタイム…全校一斉朝読書(始業前)
- ②パワーアップタイム…全校一斉体力づくり(ストレッチ、マラソン、なわとび)(二校時後)
- ③チャレンジタイム…全校一斉ドリル学習(学級担任以外の教員も加わる。主に算数と国語)(五校時前)

その他、学年段階に応じて、家庭学習の習慣化を図る指導も重視している。たとえば低学年では次のとおりである。

低学年…書く(宿題、ドリル、プリントなど)話す(学校の出来事を家の人に話す)読む(十分以上の読書、音読)

また、この他に全校基礎学力テストやノートコンクール等も行っている。



△全校一斉朝読書

グローバル夢ミーティング

子どもたちの英語能力向上、コミュニケーション能力向上、国際理解・交流促進、キャリア教育推進をねらいとして英語合宿を行っている。参加者は小学校六年生、中学校三年生の全員と、秋田大学の留学生である。留学生については、国際理解という事もあり、できるだけ異なる国からの学生を願いしている。ホテルに一泊二日で滞在し、名刺交換をしたり、本村の良さを英語で紹介したり、留学生から留学の動機や帰国後の夢などを語ってもらっている。子どもたちは将来への夢を膨らませたり、英語で意思疎通を図ることの素晴らしさを実感したりしている。子どもたちはそれぞれ、大きな刺激を得る機会となっている。

東成瀬村教育委員会教育長 鶴飼 孝



△グローバル夢ミーティング

情 報

2015地方創生フォーラムを開催

地域活性化センター

一般財団法人地域活性化センター(椎川忍 理事長)では、今年度も地方の再生と活性化を率先して遂行する人材の育成を図ることを目的に、全国6カ所、「地域再生実践塾」を開催してきました。その総括として、「地方創生フォーラム」を開催します。基調講演のほか、田園回帰を趣旨としたパネルディスカッションを行います。

1. 日時
2015年3月4日(水)
13:00~17:15(開場12:30)
2. 場所
東京国際フォーラム B15ホール
(〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-5-1)
3. プログラム
13:00
・第19回ふるさとイベント大賞表彰式
14:10
・基調講演「森から始める地域の再生」
C・W・ニコル氏(作家・一財) C・W・ニコル・アフアンの森財団理事長)
15:25
・パネルディスカッション
「田園回帰が地方を救う」
○コーディネータ
・松本 克夫氏(ジャーナリスト)
○パネリスト
・塩見 直紀氏(半農半X研究所代表)
・杉本 博文氏(福井県池田町長)
・荳林幹太郎氏(学習院女子大学国際文化交流学部教授)
・吉田 基晴氏(サイファー・テック株/株あわせ代表取締役)

参加希望者は、2月13日(金)までに次の方法にてお申し込みください(参加費無料・定員400名、先着順)。

★申込方法▶参加申込書を地域活性化センターホームページからダウンロードの上必要事項を記入してメール又はファックスで送信

★問合せ▶申込み先▶地域活性化センター 振興部 地域支援課
〒103-0027
東京都中央区日本橋2-3-4
電話 03-5202-1613
FAX 03-5202-1075
メール chik@jord.jp
※同センターホームページ
<http://www.jord.jp>

齋藤秋田県町村会長(南秋田郡井川町長)逝去



秋田県町村会長(全国町村会理事・政務調査委員)の齋藤正寧氏(井川町長・72歳)は、病氣療養中のところ、1月5日、ご逝去された。

同氏は昭和17年3月21日生まれ。県議会議員を経て、昭和54年3月に町長に就任、現在9期目であった。

町村会関係では、平成5年6月に秋田

県町村会副会長、平成17年6月に秋田県町村会長・全国町村会理事・政務調査委員、平成23年7月に全国町村会副会長に就任された。

井川町においては、集中豪雨等に備え河川改修や全国の桜を集積した公園「日本国花苑」の整備、介護保険制度のスタートに向けた施設整備、JR井川さくら駅の開設、全国初の認定こども園の設置、太陽光発電設備の整備を行ったほか、冬

期間でも体を動かせる場として屋内スポーツ交流館を整備、公共施設の耐震対策等町の振興発展に尽力された。

また、全国町村会の役員として町村の共通する諸問題解決のため尽力。特に国の社会保障審議会医療保険部会等における委員などの要職を務め、町村の現場における国民健康保険制度の安定運営や疾病の予防等に寄与された。

謹んでご冥福をお祈りいたします。



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)(回線がつながりましたら 留守番を押してください)



その人を信じて、その人に託す。

Meet The Trust Bank



http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

随 想

民俗学と
もちむぎ麵のまち

兵庫県福崎町長 嶋田 正義



「民俗学柳田國男ともちむぎ麵のまち福崎町」のロゴマークを付けて、福崎町役場の車が走っています。姫路市の北隣で人口約2万人、面積約45km²の町です。

柳田國男は「村は住む人のほんの僅かな気持ちから、美しくもまぶくもなるものだ」との言葉を残しています。

ほんの僅かな気持ちでいい、美しい福崎町をつくろうと努力する人が増えることを願って「自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくり」のスローガンを掲げています。そして、これを支える4本の柱を立てました。

① 科学の心で知を力に

町には柳田國男のほかにもう一人、文化勲章受章者が存在します。吉識雅夫で造船工学の功労者です。二人の先輩はよく勉強して知をもつ

て社会に貢献しました。この精神をしっかり受け継いでいこうと思っています。3・11の大震災を経験して「科学の心」を付け加えました。

私たちはこの百年の歴史の中で2度の神話の裏切りにあいました。一つは神風神話です。

日本は神国なので戦争に負けることはないが大戦に突入しましたが、敗戦となりました。

もう一つは原子力神話です。原子力エネルギーは安全、安定、安価と喧伝され安心していました。これも福島原発事故で吹き飛びました。無批判に信じて事を進めるのではなく、多面的に検討することの大切さを学びました。

② もてなしの心で共に生きる

福崎町では、他に対して一方的に尽くすことをもてなしとせず、ギブ・アンド・テイクのバランスがとれて

いる行為をもてなしと言っています。どんな行為も一方的では長続きしません。「あいさつを交わしみんな仲良く」なのです。交わすという双方が大切だと考えています。

交換をする場合は等価交換が前提です。どちらかが引き続いて不利益となることはもてなしではありません。いま日本では新自由主義的な弱肉強食の場面をよく見かけますが、等価交換が普通となる世の中にして、貧富格差の縮小に努めることが大切ではないかと思っています。

③ 食育で健康増進

私たちは毎日食事をして生きています。この食事に注目して、身体的にも精神的にも社会的にも健康なまちづくりを目指しています。知育、体育、徳育をしっかりと支えるものとして食育を位置づけています。

食育では、何でも食べましょう、朝ごはんを食べましょう、いただきます、ごちそうさまと言いましょの3つを大切にしていますが、簡単なよつでなかなかできていません。

④ 地産地消で活力を育てる

「米を作ってメシが食えない」という声が聞こえる農家の状況です。これでは放棄田が増え、シカやイノシシの生活圏が拡大するばかりで

す。農地の集約化、経営規模拡大が進められています。家族農業で生活できる農業を真剣に考えないと、過疎化も日本の食料自給率向上も望めないのではないかと思います。

もち麦の増産で町おこし

平成2年に㈱もちむぎ食品センターを町、JA、商工会が中心となって設立しました。もち麦を栽培し、もちむぎ麵、焼酎、カステラ、精麦など、多くの商品を開発、加工、販売して、今日に至っています。年商は1億6千万円程度です。

最近、大麦の研究が進められ、健康食品として注目されています。特にもち麦はβ-グルカンを多量に含んでおり、NHKで健康増進に役立つビッグな食材と放映されました。以来、全国から注文がくるようになりました。作付面積を増やし、町おこしに寄与したいと考えています。

柳田國男生家近くの「もちむぎのやかた」は、もちむぎ麵の製造工程が見学でき、もちむぎ料理の和のレストランとして賑わっています。近くの池には河童が出没し、観光スポットとして脚光を浴びています。ぜひおいでください。